

平成27年4月1日

教職員 各位

理事長
学 長

関西大学における研究費の不正防止対策の基本方針

研究者は、「関西大学研究倫理規準」に基づき、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等から提供されていることに鑑み、研究費を適正かつ効率的に運用しなければならない。また、研究者は、研究費の用途を定めた法令、当該研究費の使用規程、本学の規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行ない、交付期間終了後、適切に説明責任を果たせるように努める義務がある。

本学は責任ある研究機関として、同規準の精神を学内外に周知徹底し、本規準に則った教育・研究活動を具体的に遂行するための計画立案、諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努めるものとする。

上記を達するため、本学は「公的研究費等取扱規程」に基づき研究支援グループに不正防止計画の担当を置き、研究推進委員会及び関係部署とともに不正防止計画を策定する。最高管理責任者である理事長及び統括管理責任者である学長は、率先して不正防止計画を実施するとともに、その内容を公表するものとする。

以 上